

# 鳥取県親元就農促進支援交付金事業実施要領

平成26年3月31日付第201300203181号  
鳥取県農林水産部長通知

## 第1 趣旨

この要領は、鳥取県親元就農促進支援交付金交付要綱（平成26年3月31日付第201300203181号鳥取県農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。）に定めるほか、親元就農促進支援交付金（以下「本交付金」という。）の交付に関して必要な事項を定める。

## 第2 事業の内容

本事業の内容は、認定農業者等、本県の地域農業の担い手として位置づけられる農業経営体の経営者（3親等以内の親族で構成する法人の代表者を含む。以下「農業経営主」という。）が、当該経営体に就農した将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族（ただし、配偶者及び兄弟姉妹を除く。以下「親元就農者」という。）に対し、栽培技術や経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に、本交付金を交付する事業とする。

## 第3 交付金の額及び交付期間

- 1 本交付金の額は月額10万円とする。交付金は月単位で交付するものとし、研修期間が1ヶ月に満たない月は交付の対象外とする。
- 2 本交付金にかかる研修は、第5の1に規定する研修計画が承認された日が属する月の翌月の1日から開始するものとし、交付期間は最長2年間とする。
- 3 研修を途中で休止した場合は、研修を休止した月から研修を再開した月までの期間（以下「休止期間」という。）を、本交付金の交付期間から差し引くものとする。

## 第4 事業実施要件

本事業の対象は、農業経営主が、親元就農者に対し、第5の1に規定する研修計画に基づき研修を実施する場合（農業経営主の責任の下、親元就農者の他の3親等以内の親族（以下「他の3親等以内の親族」という。）が指導する場合を含む。）で、次の要件をすべて満たすものとする。

- 1 農業経営主の要件が次のいずれかに該当すること。ただし、（2）及び（3）については、国が別に定めるところにより実施される農業次世代人材投資事業による農業次世代人材投資資金（経営開始型）（以下「農業次世代人材投資資金（経営開始型）」という。）又は鳥取県就農応援交付金事業実施要領（平成22年4月1日付第200900209517号鳥取県農林水産部長通知）による就農応援交付金（以下「就農応援交付金」という。）の受給中でない者であり、5年以上の農業経験を有する者に限る。
  - （1）認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強

化法」という。)第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画(以下「農業経営改善計画」という。)の認定を受けた者をいう。)

(2) 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付23経営第2955号農林水産事務次官依頼通知)に基づき作成したプラン(以下「人・農地プラン」という。)に地域の中心経営体として位置づけられている者

(3) 地域農業の担い手として支援することが適当であると市町村長が認める者

2 研修を受ける親元就農者が次の全ての要件を満たしていること。

(1) 第5の1に規定する研修計画の申請時の年齢が55歳未満の者

(2) 第5の1に規定する研修計画の申請の日から起算して1年前の日以降に当該農業経営主の元に就農する者(就農することが確実と見込まれる者を含む。)であり、将来その経営を継承する予定の者

(3) 当該農業経営主のもとで過去に5年以上従事していない者

(4) 研修開始後5年以内に農業経営改善計画(農業経営者との共同申請を含む。)又は基盤強化法第12条の4第1項の規定に基づく青年等就農計画(以下「青年等就農計画」という。)の認定を受ける予定の者(すでに農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けている者を含む。)

3 農業経営主と親元就農者との間で、次に掲げる事項を規定した家族経営協定等が締結されていること。

(1) 経営継承の時期

(2) 経営継承に向けた研修の実施

(3) 専従者給与等による収益の配分

(4) 後継者の役割

4 研修計画に基づき実施する研修は、年間150日以上かつ年間1200時間以上であること。

なお、農業大学校や民間団体、青年会議等が主催する研修会等への派遣(派遣先から報酬を得る場合を除く。)についても本交付金にかかる研修に含めることができるが、その場合、年間150日かつ年間1200時間の8割以上を当該農業経営体において直接研修を実施しなければならない。

## 第5 事業実施手続

1 本交付金の交付を受けようとする農業経営主は、研修計画書(様式第1号)を作成し、居住地又は営農地の市町村長に申請し、承認を受けるものとする。

2 農業経営主は親元就農者と相談の上、研修計画を作成するものとし、農業改良普及所が研修計画の作成支援に当たるものとする。

3 市町村長は、研修計画の申請があった場合には、研修計画の内容等を審査した上で、第4の要件を満たし、本交付金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めるときは、当該研修計画を承認し、その旨を研修計画承認通知(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

なお、審査に当たっては、原則として農業改良普及所、農業協同組合等の関係機関(以下「関係機関」という。)を含めた関係者で構成する審査会を開催し、農業経営主及び親元就農者への面談等により実施することとする。

- 4 市町村長は、研修計画の承認を行ったときは、申請者に対して通知するとともに、所管の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長及び関係機関の長にその旨を通知するものとする。
- 5 農業経営主は、研修記録簿（様式第2号）を毎月作成し、市町村長が別に定める日までに市町村長に提出するものとする。

なお、2月分までの研修記録簿は当該年度末、3月分の研修記録簿は翌年度の4月5日までに提出しなければならない。

また、農業経営主の死亡等により農業経営主が研修記録簿を提出できない場合には、他の3親等以内の親族又は親元就農者が農業経営主に代わって提出できるものとする。
- 6 市町村長は原則として、研修記録簿により研修が適切に行われていることを確認した上で、本交付金を交付するものとする。

## 第6 研修計画の変更

農業経営主が、研修計画を変更（研修期間の変更を要しない研修内容の追加や研修内容の順番の入れ替え等軽微な変更の場合は除く。）しようとする場合の手続きは、第5の1から4までに準じて行うものとする。

## 第7 研修実施状況の確認

研修期間中、市町村長は農業改良普及所や農業協同組合等の関係機関とともに、原則半年ごとに農業経営主及び親元就農者への面談を実施し、研修実施状況の確認を行い、必要に応じて研修の実施について助言、指導するものとする。

## 第8 研修の中止及び休止

- 1 農業経営主は、研修を中止する場合、中止届（様式第3号）を市町村長に提出する。
- 2 農業経営主は、病気等により研修を1か月以上休止する場合は、市町村長に休止届（様式第4号）を提出する。
- 3 休止届を提出した事業対象者が研修を再開する場合は、研修再開届（様式第5号）を市町村長に提出する。
- 4 農業経営主の死亡等により農業経営主が中止届又は休止届を提出できない場合には、他の3親等以内の親族又は親元就農者が農業経営主に代わって提出できるものとする。

## 第9 農業経営主の交代に伴う継続申請

- 1 農業経営主の死亡等により研修計画に基づく研修の実施が困難となった場合には、他の3親等以内の親族を農業経営主として改めて研修計画の申請（以下「継続申請」という。）を行うことができるものとする。

また、経営体が法人化する場合においても、法人化後の農業経営主が、研修計画の継続申請を行うことができるものとする。

なお、継続申請にあたっては、第8に基づく中止届を市町村長に提出した上で、第

5の1から4までに準じて手続きを行うものとする。

- 2 前項の規定に基づき研修計画の継続申請を行う場合の研修生の親元就農の日は、当初の研修計画の親元就農の日とし、第4の2の(2)に規定する要件については満たしているとみなすものとする。
- 3 1により継続申請を行う場合の本交付金の交付期間は、当初の研修計画の交付期間の終期までとする。

#### 第10 親元就農者の出産及び育児による研修中止後の再開申請

- 1 親元就農者が子のお産及び育児を理由として研修を中止した場合には、子が3歳になる日を含む月までに、改めて研修計画の申請（以下「再開申請」という。）を行えば、研修を再開できるものとする。  
なお、再開申請にあたっては、第5の1から4までに準じて手続きを行うものとする。
- 2 前項の規定に基づき研修計画の再開申請を行う場合の親元就農者の親元就農の日は、当初の研修計画の親元就農の日とし、第4の2の(2)に規定する要件については満たしているとみなすものとする。
- 3 1により研修計画の再開申請を行う場合の本交付金の交付期間は、当初の研修計画の交付期間を含めて最長2年間とし、お産予定日の6週間前を含む月から子が3歳になる日を含む月までの間の休止期間については、交付期間から差し引かないものとする。

#### 第11 研修終了後の報告及び営農状況の確認

- 1 農業経営主は研修終了（研修を途中で中止した場合を含む。以下同じ。）後、交付金の交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、研修を実施した親元就農者に係る営農状況報告書（様式第6号）を半年毎に作成し、市町村長に提出するものとする。  
なお、農業経営主の死亡等により農業経営主が営農状況報告書を提出できない場合には、他の3親等以内の親族又は親元就農者が農業経営主に代わって提出できるものとする。
- 2 市町村長は、営農状況報告書が提出されたときは、必要に応じて事業対象者等への面談等により、研修終了者が当該経営体において又は当該経営を継承して営農を継続していることを確認するものとする。

#### 第12 交付金の返還

農業経営主又は親元就農者は、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ定めるところにより本交付金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、疾病や災害等やむを得ない事情として知事が認めた場合にはこの限りではない。

- 1 一部返還
  - (1) 研修を途中で中止した場合で、既に交付金が支払われている場合にあつては、支払われた交付金のうち、中止した日を含む月以降の交付金の額を返還する。
  - (2) 研修を途中で休止した場合で、当該休止期間にかかる交付金が既に支払われている場合にあつては、当該休止期間にかかる交付金の額を返還する。
  - (3) 市町村長が農業経営主から第5の5に規定する研修記録簿が提出される前に本交

付金を交付した場合で、当該年度末（3月分については翌年度の4月5日）においてもその後農業経営主から当該交付期間にかかる研修記録簿が提出されない場合にあっては、当該交付期間にかかる交付金の額を返還するものとする。

## 2 全額返還

- (1) 第7の研修実施状況の確認により、適切な研修を行っていないと市町村長が認めた場合
- (2) 第10の営農状況の確認により、親元就農者が研修終了後（研修中止後を含む。）、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、当該経営体において営農を継続していないと市町村長が認めた場合
- (3) 年間150日以上かつ年間1200時間以上研修を実施しない場合
- (4) 親元就農者が研修開始後5年以内に農業経営改善計画（農業経営主との共同申請を含む。）又は青年等就農計画の認定を受けない場合
- (5) 親元就農者が農業経営主から農業経営の全部の継承を受けずに自らの農業経営を開始し、次のいずれかに該当する場合
  - ア 農業次世代人材投資資金（経営開始型）又は就農応援交付金の交付対象者となる場合
  - イ 鳥取県就農条件整備事業実施要領（平成20年5月20日付第200800022636号鳥取県農林水産部長通知）に基づく事業対象者となる場合

## 第13 他の事業との整理

- 1 過去に次のいずれかの事業（以下「関連事業」という。）を活用した就農研修を実施した親元就農者が本事業を活用する場合の本交付金の交付期間は、関連事業の助成を受けて実施した研修期間を含めて最長2年間とする。

なお、関連事業の助成が1年以下の場合は1年間、1年を超える場合は2年間の助成を受けたものとして取り扱う。

また、市町村等で関連事業と同様の研修支援を受けた場合は、その期間も関連事業による助成を受けたものとして取り扱う。

  - (1) 国が別に定めるところにより実施される農業次世代人材投資事業による農業次世代人材投資資金（準備型）又は就職氷河期世代の新規就農促進事業
  - (2) アグリスタート研修支援事業（平成24年1月24日付第201100156293号鳥取県農林水産部長通知）
  - (3) 市町村農業公社等就農研修支援事業（平成24年3月5日付第201100190513号鳥取県農林水産部長通知）
  - (4) 鳥取県就農研修交付金事業（平成27年10月22日付第201500107421号鳥取県農林水産部長通知）のうち先進農家実践研修
  - (5) 国が別に定めることにより実施される農の雇用事業及び農の雇用ステップアップ支援事業（平成12年10月12日付経指第230号鳥取県農林水産部長通知）（以下「農の雇用事業」という。）
- 2 農業経営主が親元就農者を研修の対象として農の雇用事業による助成を受けている場合には、本事業の対象としない。

#### 第 14 情報の共有

- 1 市町村及び関係機関は、農業経営主及び親元就農者の情報を共有し、親元就農者が地域の担い手として定着していくまでのフォローアップに活用するものとする。
- 2 市町村長は、本事業における個人情報の取扱いについて、農業経営主及び親元就農者から同意を得るものとする。
- 3 市町村及び関係機関は、本事業により取得または共有した個人情報を、県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき、適切に取り扱うものとする。

#### 第 15 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定めるものとする。

##### 附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成 26 年 9 月 3 日から施行する。ただし、平成 26 年 9 月 30 日までに第 5 の 1 に規定する研修計画の申請を行う場合は、改正前の様式によることができるものとする。

##### 附 則

この要領は、平成 27 年 3 月 2 日から施行し、平成 27 年度事業から適用する。ただし、第 5、第 8 及び第 10 の規定については、平成 26 年度に実施した事業についても適用する。

##### 附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 12 日から施行する。

##### 附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 3 月 28 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。
- 2 この通知による改正前の実施要領に基づき研修計画の承認を受けた者については、なお従前の例による。ただし、改正後の第 10 の規定については、平成 28 年度以前に実施した事業についても適用する。

##### 附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 3 月 27 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。
- 2 この通知による改正前の実施要領に基づき研修計画の承認を受けた者については、なお従前の例による。ただし、改正後の様式第 6 号については、平成 31 年度以前に実施した事業についても適用する。